

## 第 424 回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年4月5日（月）
- 2 開催年月日 令和3年4月14日（水）午後1時45分から午後2時33分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

### 委員（13名）

大井誠治委員、藏徳平委員、小川原泉委員、自健一郎委員、湊謙委員、  
三田地和彦委員、亙理榮好委員、砂田光保委員、熊谷正樹委員、菅野信弘委員、  
平井俊朗委員、八木橋美紀委員、渡部容子委員  
[欠席2名：金澤秀男委員、斎藤千加子委員]

### 岩手県

保副知事、佐藤農林水産部長、山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、  
阿部漁業調整課長、野澤振興担当課長、小川特命課長、遠藤主任主査、山根技師、  
大内技師、田代技師、中井沿岸広域振興局水産部長、  
神宮古水産振興センター所長、赤平大船渡水産振興センター所長、  
太田県北広域振興局水産部技術主幹兼水産振興課長、筒井漁業取締事務所長、  
稲荷森水産技術センター所長

### 事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

### 傍聴者

なし

### 報道関係者

なし

## 5 委員会の議事

- 第1号議案 会長及び会長代理の選出について
- 第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

## 6 委員会の経過

### 前川事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 424 回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。まず初めに保副知事から御挨拶を申し上げます。

### 保副知事

皆さんこんにちは。県の副知事を務めております保でございます。マスクを着用してお話をさせていただきます。

この第 22 期の海区漁業調整委員会が、実質今日からスタートということでございますので、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今回の海区は424回ということで、これくらい長く続いているということでございます。海区の漁業調整委員会というのは漁業の皆様がですね、円滑な経済活動、生産活動、そして自分たちの生業を立てていくということにおいて、非常に大事な基礎的なところを決めるという大事な役割を担っております。

東日本大震災津波からちょうど10年という節目になるわけですが、これまで岩手におきましては被災直後から全ての皆さんの漁船を復活させるというような方針をいち早く立てて、最初に漁船を失った皆さんが、なるべく早く漁業に復帰できるように漁協の皆さん等を中心に皆さんと一緒に漁協を中心とした漁業を再び立ち上げるというような取組を進めて参りました。お陰様でハードの関係はほとんどまず完了できたと言ってもいいんじゃないかと思っておりますけれども、御承知のとおり非常に不漁、主要な魚種が獲れないという問題ですとか、更には段々と漁業を営まれている皆様が高齢化して参りまして、一定数の新規参入の若い方もいらっしゃるんですけども、少しずつこれまでのいわゆる許可ですね、そういったところも空いてきているといった問題もあると、様々な漁業を取り巻く問題点がですね、いろいろな時代を反映して変わってきております。

昨日、福島原発の処理水の問題なども出て参りまして、今後とも非常に様々な意味で漁業を巡る環境というのは様々なものがあると思っておりますけれども、この場におきましては時代的な流れ、そして何よりも岩手県の漁業を営む皆さんが円滑に将来に渡って漁業ができるようにと、そのような観点から皆様方には議論をお願いしたいと思います。

4年という任期でありますけれども、是非よろしくをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 前川事務局長

どうもありがとうございました。続きまして、本日は委員改選後、初めての委員会でございますので、委員の皆様のお紹介をさせていただきたいと存じます。恐れ入りますが、委員名簿が会議次第の次のページにございますので、御覧いただきたいと存じます。委員の氏名は、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員の順で、かつ辞令交付の順に記載してございます。

ただ今、委員の皆様が御着席の席は、議席を決定するまでの間の仮の議席でございますが、正面の席から時計回りで名簿に記載の順で御着席をいただいております。それでは委員の皆様を御紹介いたします。

[以下、名簿により委員紹介]

以上で、委員の皆様のお紹介を終わります。

続きまして、職員の紹介を行います。まず県側の出席者の紹介を山口水産担当技監からお願いします。

#### 山口水産担当技監兼水産振興課総括課長

それでは、知事部局職員の紹介をさせていただきます。

[以下、別紙名簿により職員紹介]

以上でございます。

#### 前川事務局長

次に、事務局職員を紹介いたします。

[以下、別紙名簿により職員紹介]

以上で、職員の紹介を終わります。ここで保副知事におかれましては所用がございましたので退席されます。

#### 保副知事

申し訳ございません、中座させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

[保副知事、退席]

#### 前川事務局長

次に、仮議長の選出についてでございますが、会長を選出していただくまでの間、慣例によりまして農林水産部長を仮議長として会議を進めることにいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、委員の皆様の御賛同が得られましたので、佐藤農林水産部長に仮議長をお願いいたします。恐れ入りますが、佐藤農林水産部長には正面の仮議長席に御移動をお願いいたします。

[佐藤農林水産部長、仮議長席に移動]

#### 佐藤農林水産部長

それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に努めて参りますので、よろしく御協力の程お願いいたします。すみませんが座って進めさせていただきます。

議事に入ります前に、出席委員の確認と議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日は金澤秀男委員、斎藤千加子委員の2名が欠席でございますが、13名の委員に出席をいただいておりますので、過半数を超えております。漁業法第145条の規定によりまして会議は成立をいたします。

次に、議事録署名委員につきましては、慣例によりまして、仮議長から指名させていただきますと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。それでは恐れ入りますが、仮議席3番の小川原泉委員と仮議席11番の熊谷正樹委員をお願いをいたします。

次に、委員の議席の決定についてお諮りをいたします。まず、参考といたしまして前回の例を事務局長から説明をしていただきます。

#### 前川事務局長

はい、前回の平成28年には予備抽選を行わずに、初めから本抽選として、ただ今、御着席いただいております仮議席の順に抽選を行いまして、議席を決定してございます。

また、議席順につきましては、仮議席の1番を議席の1番として、順次時計回りで定めております。以上でございます。

#### 佐藤農林水産部長

はい、ありがとうございました。今、前回の例を説明させていただきました。別の方法で、御意見があればですけれども、前回の例によりまして議席を決定するという事で、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。それでは早速でございますが、本抽選に入りたいと思います。事務局の職員が、仮議席の順番に抽選棒を持ち回りますので、一つお取り願います。

なお、本日欠席しております金澤秀男委員、それから斎藤千加子委員の議席番号につきましては、残る2議席のうち名簿の順番ということで、議席の番号の若い方を金澤委員、もう一方を斎藤委員の議席とさせていただきます。では、事務局お願いいたします。

※ 日向事務局次長が抽選棒を仮議席1番の席から15番の席まで順に持ち廻って各委員に取ってもらい、その都度引き当て番号を本人に提示。

田中主査がその番号を記録用紙に記録し、抽選終了後、前川事務局長に当該用紙を手交。

#### 佐藤農林水産部長

はい、それでは事務局長から抽選の結果を報告願います。

#### 前川事務局長

はい、それでは抽選の結果を御報告いたします。

[抽選結果を発表]

※ 1番：菅野信弘委員、2番：渡部容子委員、3番：熊谷正樹委員、4番：八木橋美紀委員、5番：砂田光保委員、6番：大井誠治委員、7番：小川原泉委員、8番：亙理榮好委員、9番：金澤秀男委員、10番：平井俊朗委員、11番：三田地和彦委員、12番：藏徳平委員、13番：湊謙委員、14番：自健一郎委員、15番：斎藤千加子委員、と決まったことを読み上げて報告。

#### 佐藤農林水産部長

ただ今の報告のとおり決定いたしましたので、お手数でございますが、お手元の名札

プレートこちらを御持参の上、それぞれの席に移動して御着席をお願いいたします。

[各委員が本議席に着席]

はい、ありがとうございました。それでは委員の皆様には本議席に御着席いただきましたので、早速、議事に入らせていただきます。第1号議案「会長及び会長代理の選出について」お諮りをいたします。

会長の選出につきましては、漁業法第137条第2項の規定により、委員が互選することになってございます。初めに、会長の選出方法につきましてお諮りをいたします。選出方法については、推薦、立候補、投票などがございますが、いずれの方法で行うことにいたしましょうか。どなたか御発言があればお願いいたします。

**三田地委員**

はい、議長。

**佐藤農林水産部長**

はい、お願いいたします。

**三田地委員**

11番の三田地でございます。会長には委員会を公正に運営することができる方が選出されるべきと考えますので、多数の委員から推薦された方が会長になるのが望ましいと思いますので、私は推薦を希望いたします。よろしく申し上げます。

**佐藤農林水産部長**

はい、ありがとうございました。他にどなたか御意見ございますでしょうか。

(「ありません」の声)

(熊谷委員挙手)

どうぞ、熊谷委員。

**熊谷委員**

私も今の推薦で会長を選ぶという意見に賛成です。今、委員がお話のとおり海区漁業調整委員会は公正な運営をできる方が会長になるべきであって、多くの委員が推薦して会長にと思っております。以上です。

**佐藤農林水産部長**

はい、ありがとうございます。その他どなたか御意見ございますでしょうか。今、三田地委員とそれから熊谷委員から推薦という意見がございましたが、意見がほかにならないようでしたら、会長の選出方法は推薦ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。それでは会長の選出方法は推薦とさせていただきます。では、どなたか推薦の方をお願いいたします。

(亘理委員挙手)

はい、お願いいたします。

## 互理委員

互理でございます。これまでの経験と更には実績から大井委員を会長に推薦をいたします。よろしくお願いいたします。

## 佐藤農林水産部長

はい、ただ今、互理委員の方から会長に大井委員をとということの推薦がございました。ほかに、どなたかございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、ほかに推薦の方がございませんので、お諮りをいたします。大井委員を会長にすることに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようでございます。推薦で指名されました大井委員、よろしゅうございますでしょうか。

## 大井委員

はい、ありがとうございます。

## 佐藤農林水産部長

はい、では、大井委員もよろしいようでございますので、大井委員を会長といたします。以上で、第1号議案のうち会長の選出について終わります。

次に、会長代理の選出についてでございますが、これにつきましては、選出されました大井会長を議長として進めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

ここで議長の交代ということになります。円滑な進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

## 前川事務局長

それでは、この後、新しく今選出されました会長との打合せ等のため、暫時休憩をいたしまして、2時15分から再開いたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時15分再開

## 前川事務局長

それでは、再開をさせていただきますが、先ほど休憩前に仮議長を務めていただきました佐藤農林水産部長におかれましては、ここで所用がございまして退席となります。どうもありがとうございました。

## 佐藤農林水産部長

それでは、退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

[佐藤農林水産部長、退席]

## 前川事務局長

それでは、再開いたします。まず最初に大井会長に御挨拶をお願いいたします。

## 大井会長

それでは、委員会を再開いたします。再開に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。先ほど、本委員会の会長の互選につきまして、委員の皆様方から会長に選出いただきました大井でございます。

海区漁業調整委員会は、御承知のとおり漁業法の制定目的でもございます水面を総合的に利用し、もって漁業の生産力を発展させるため、水産資源の管理や漁業調整などに関し重要な役割を担っております。

この委員会の役割を十分に果たし、本県の水産業の発展に努めて参りたいと存じます。当委員会の運営等に対する皆様方の御協力をお願い申し上げまして、会長就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

## 前川事務局長

ありがとうございました。会長には、議事の進行につきましてもよろしくお願いをいたします。

## 大井会長

それでは、会長代理の選出についてでございますが、選出方法につきまして、前回の例を事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

はい、今回は会長一任で選出しております。

## 大井会長

前回の例は、会長一任とのことでございましたが、今回もその選出方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、それでは、私から指名選出させていただきます。小川原委員さんを会長代理にお願いしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。それでは、小川原会長代理から、御挨拶を一言お願いいたします。

## 小川原会長代理

ただ今、会長から指名をいただきました小川原です。これからも一生懸命、会長を補佐しながら委員会の進行に努めて参りたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いをいたします。

## 大井会長

はい、ありがとうございました。それでは、次第に従いまして、第2号議案に移ります。

## 大井会長

第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 前川事務局長

はい、それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案に関連します法律の内容について御説明しますので、資料10ページを御覧願います。漁業法の抜粋をお示してございます。漁業法第42条第1項では、都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されております。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明しますので、1ページを御覧願います。令和3年4月7日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めますとさせていただきます。なお、制限措置の内容につきましては、2ページ以降に添付されておりますので、詳細につきましては、水産振興課阿部漁業調整課長から説明をお願いします。

## 阿部漁業調整課長

それでは、私の方から諮問の内容について御説明させていただきます。6ページをお開き願います。

知事許可漁業の制限措置等の設定についてということでございます。1番目の趣旨を御覧ください。改正漁業法が昨年12月に施行されまして、知事による漁業許可の新たな事務手続きとしまして、許可する際には予め許可する数等の制限措置等を公示して、



申請を募集することになっております。

今回の諮問は許可期間が終了しまして、更新時期を迎える知事許可漁業について制限措置等を定めることをご諮りするものでございます。

2番に制限措置のところを御覧ください。これまで知事許可漁業の許可は、県が策定しました許可等の取扱方針、これをもとに手続きが行われておりましたが、法改正によりまして、取扱方針の一部を新たに制限措置として定めることになりました。

具体的には表中の網かけ部分にあります許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、これが該当します。

次のページ7ページになります。3番目、今回の対象漁業でございます。今回お諮りする漁業種類は、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業の3つでございますが、船びき網漁業は更にあみ船びきとあみ船びき除くに分かりますので、都合4つについて、許可申請を募集するにあたって、特に重要となります許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、いわゆる許可枠ということでございますが、こちらの考え方を御説明させていただきます。

まず、一番上の表アのあみ船びき網漁業でございます。許可数は法改正前の令和2年11月30日現在、この数65件を基準としまして、要望調査と業界団体の意見を踏まえまして、今回、制限措置として4地区合計で62件の公示を考えております。これは、現在の許可数65件に対して、要望62件でございますので、要望数をそのまま公示しようとするものでございます。

次に、イの船びき網漁業、あみ船びき網漁業を除くでございます。これも許可数は法改正前の令和2年11月30日現在の数字を基準としまして、要望調査と業界団体の意見を踏まえまして、合計107件の公示を考えてございます。これにつきましては、現在の許可数104件に対しまして3件増ということになりますが、漁場利用等で特段問題ないということで業界意見をいただいておりますので、そのまま要望数を公示しようとするものでございます。

次に、ウ、さんま棒受網漁業でございます。許可数は県外船でございますので、これまで道県ごとに相互の許可枠を調整、いわゆる入会ということでございますが、調整してきた経緯を踏まえ要望が合計9となりまして、許可枠の範囲内でございますので、今回制限措置として要望数9をそのまま公示しようとするものでございます。

最後に、エ、いか釣り漁業、県外船でございます。この漁業種類は、既に前回の委員会で制限措置等について御承認を頂きまして、現在、各道県からの申請を募集しているところでございますが、その後、長崎県と本県とで相互に1隻ずつ入会を増やす業界調整が済んだところでございまして、それを踏まえまして追加して1隻公示しようとするものです。

資料2ページにお戻り願います。2ページに今回諮問する制限措置等の公示案を示してございます。船びき網漁業でございますが、表に制限措置の内容を整理しており

まして、一番右側に先ほど説明した許可枠を地区毎に示しております。あみ船びき、あみ船びき除くに分けて整理してございます。次の3ページでございます。3ページの(2)に許可申請の受付期間を示しております。この期間でございますが、県漁業調整規則によりまして、1か月間以上の期間を確保することとされております。また、(3)には備考として許可の条件を示してございます。

次に、4ページはさんま棒受網漁業、県外船の制限措置等の内容を示しています。一番右側に北海道と三重県の許可枠を示してございます。

最後に、5ページを御覧ください。こちらはいか釣り漁業、県外船の制限措置等の内容でございます。一番右側に長崎県1隻の許可枠を示してございます。

説明は以上です。よろしく御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

### 大井会長

ただ今、第2号議案につきまして事務局及び県からの説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

ございませんか。

(「異議なし」の声)

御意見等がなければ、第2号議案につきましてお諮りをいたします。第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、原案のとおり答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり答申することに決定をいたします。

本日の議案につきましては、以上でございます。大変ありがとうございました。

---

第2号議案終了

---

### 大井会長

それでは、「その他」に移ります。委員の皆様方から委員会で共有したい情報等がございませんでしょうか。

なければ、県の方は何かございますか。

### 阿部漁業調整課長

ございません。

### 大井会長

それでは、事務局から何かございませんか。

### 前川事務局長

事務局から次回の委員会について御連絡をいたします。次回、第425回の委員会は5月の中から下旬の開催を予定しております。日程、場所等が確定いたしましたら、

追って御案内をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。  
事務局からは以上でございます。

**大井会長**

はい、ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしました。  
これにて委員会を閉会といたします。皆様方、大変御苦勞様でございます。ありがとうございました。

---

終了（午後2時33分）

---